

RI 法施行規則 22 条の 3 で一時解除された管理区域への入域方法（筑波実験棟用）

<放射線業務従事者・一般者共通>

■■■管理区域の解除について■■■

「放射性同位元素等の規制に関する法律」では、法令で定めた放射線レベルを超える可能性のある区域を「管理区域」として立ち入りを制限しています。

しかしながら、特例として、「放射性同位元素等の規制に関する法律**施行規則第 22 条の 3**」に基づき、**7 日以上加速器を停止する場合で放射線レベルが低いことが確認された場合**には、停止期間中は「**管理区域**」でないものとみなすことができます。

管理区域の解除期間中は、**出入口周辺に解除していることがわかる掲示**をしています。掲示には、「放射線装置停止中につき管理区域解除中」の表示、解除期間、責任者、解除場所が書かれています。



■■■立ち入り方法■■■

筑波実験棟 B1 回廊部分は入域者のリストを提出し、渡されるこの注意書きを読むことで、従事者・一般人ともに特別な手続きなしで自由に入域することができます。

立ち入り場所によっては、放射線業務従事者の一部は記帳しないで ID カードによる入域ができる所があります。現地で確認して下さい。

作業に伴う被ばく線量は自然放射線レベルであり、一般人の年間許容線量である 1 ミリシーベルトの 1/10 を超える可能性はありません。立ち入りにあたっては**線量計を着用する必要はありません**。

■■■注意事項■■■

管理区域が解除されているのは一部分です。管理区域として維持されている場所には絶対に立入らないようにして下さい。